

B 管理的職業従事者

事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立、作業の監督・統制などもっぱら経営体の全般または課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。

- 国・地方公共団体の各機関の公選された公務員を含む。
- × (1) 経営管理以外の作業に直接従事する事業主・支配人・管理職員を除く。〔事務員以外のそれぞれの作業者〕
- (2) 校長・病院長・診療所長・歯科病院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正を除く。〔A 専門的・技術的職業従事者〕
- (3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防官を除く。〔J 保安職業従事者〕

12 管理的公務員

国または地方公共団体における課（課相当を含む。）以上の業務を管理・監督するものをいう。

- × 公社・公団・公庫・當団などの法人体公企業の管理的業務に従事するものを除く。〔13 会社・団体の役員〕

121 管理的国家公務員

国の課（課相当を含む。）以上の業務を管理・監督するものをいう。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○ 公選された議員を含む。 | 侍従長 |
| ○ 内閣総理大臣 | 女官長 |
| 国務大臣 | 東宮大夫 |
| 検査官 | 東宮侍従長 |
| 人事官 | 東宮女官長 |
| 内閣法制局長官 | 式部官長 |
| 内閣官房副長官 | 大使 |
| 政務次官 | 公使 |
| 事務次官 | 国会議員 |
| 各省庁局・部・課・所長 | 衆・参議院事務総長 |
| 當林署長 | |
| 国営の工場長 | |
| 国家公安委員 | |
| 公正取引委員会委員 | |
| 宮内庁長官 | |
| × | 衆議院常任委員会専門委員〔119〕 |
| | 内閣法制局参事官〔119〕 |
| | 郵便局長・課長〔142〕 |

122 管理的地方公務員

地方公共団体の課（課相当を含む。）以上の業務を管理・監督するものをいう。

○ 公選された議員を含む。

○ 知事
副知事
教育長
収入役
副収入役
出納長
副出納長
市長
町長
村長
自治体区長
公民館長（自治体のもの）

市町村助役
教育委員
地方公安委員
都道府県議會議員
各地方団体局・部・所・課・署・庁・室・
場長・次長
選挙管理委員
監査委員

× 区長（運輸業）〔141〕
駅助役〔161〕
公益質屋主任〔246〕

13 会社・団体の役員

会社・公益法人・組合・特殊法人（公共企業体など）などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の業務に従事するものをいう。

131 会社役員

合名会社・合資会社・株式会社・有限会社の事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の業務に従事するものをいう。

- 保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。
- ✗ 公共企業体等に含まれる株式会社の役員を除く。[132]

○ 会社社長	会社重役
会社取締役	銀行頭取
会社副社長	会社相談役
合名会社代表社員（業務執行社員）	銀行顧問
合資会社無限責任代表社員	会社監査役
会社顧問	会社監事
会社会長	会社専務取締役
銀行重役	相互会社社長
会社總裁	取締役工場長

132 公共企業体等の役員

公共企業体（公社）・公団・公庫・當団・金庫・特殊会社などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の業務に従事するものをいう。

✗ 郵便局・印刷局など国・地方公共団体が所有し、経営する公企業の管理的公務員を除く。	事業団役員（会長・理事長・副理事長・専務理事・理事・監事）
○ 公社役員（総裁・副総裁・理事・監事・監査委員会委員）	東北開発株式会社役員
公団役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）	日本硫安輸出株式会社役員
公庫役員（総裁・理事長・副総裁・理事・監事）	日本輸出入銀行役員
當団役員（総裁・副総裁・理事・監事）	日本開発銀行役員
	日本銀行役員

農林中央金庫役員
商工組合中央金庫役員
電源開発株式会社役員
国際電信電話株式会社役員
日本航空株式会社役員
日本航空機製造株式会社役員
中小企業投資育成株式会社役員
電力用炭販売株式会社役員

日本自動車ターミナル株式会社役員
帝国鉱業開発株式会社役員
× 信用金庫役員〔139〕
信用金庫連合会役員〔139〕
労働金庫役員〔139〕
労働金庫連合会役員〔139〕
郵便局の管理職員〔142〕
印刷局の管理職員〔121〕

139 その他の法人・団体の役員

公益法人・組合・特殊法人（公共企業体等を除く。）などに分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監査の業務に従事するものをいう。

- 医療法人役員
宗教法人役員
学校法人役員
社会福祉法人役員
消費生活協同組合役員
消費生活協同組合連合会役員
農業協同組合役員
農業協同組合連合会役員
都道府県農業協同組合連合会役員
全国農業協同組合中央会役員
漁業協同組合役員
漁業生産組合役員
漁業協同組合連合会役員
水産加工業協同組合役員
水産加工業協同組合連合会役員
輸出水産業組合役員
森林組合役員
森林組合連合会役員
商工組合役員
企業組合役員
商工組合連合会役員
事業協同組合役員
事業協同小組合役員

- 火災共済協同組合役員
信用協同組合役員
協同組合連合会役員
都道府県中小企業団体中央会役員
全国中小企業団体中央会役員
住宅組合役員
貸家組合役員
貸家組合連合会役員
内航海運組合役員
内航海運組合連合会役員
地区塩業組合役員
塩業組合連合会役員
塩業組合中央会役員
地区たばこ耕作組合役員
たばこ耕作組合連合会役員
たばこ耕作組合中央会役員
輸出組合役員
納稅貯蓄組合役員
国民貯蓄組合役員
酒類業組合役員
信用金庫役員
信用金庫連合会役員
労働金庫役員

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 労働金庫連合会役員 | 社会保険診療報酬支払基金役員 |
| 土地区画整理組合役員 | 社会福祉事業振興会役員 |
| 水害予防組合役員 | 社会保障研究所役員 |
| 健康保険組合役員 | こどもの国協会役員 |
| 国民健康保険組合役員 | 日本中央競馬会役員 |
| 農業共済組合役員 | 農林漁業団体職員共済組合役員 |
| 農業共済組合連合会役員 | 日本てん菜振興会役員 |
| 公共組合役員 | 漁業協同組合整備基金役員 |
| 労働組合役員 | 地方競馬全国協会役員 |
| 政党本部役員 | 農業機械化研究所役員 |
| 経済団体連合会役員 | 林業信用基金役員 |
| 法人でない団体役員 | 漁業共済基金役員 |
| 南方同胞援護会役員 | 日本自転車振興会役員 |
| 北方領土問題対策協会役員 | 日本貿易振興会役員 |
| 海外経済協力基金役員 | アジア経済研究所役員 |
| 国民生活研究所役員 | 日本小型自動車振興会役員 |
| 日本原子力研究所役員 | 高圧ガス保安協会役員 |
| 日本科学技術情報センター役員 | 日本電気計器検定所役員 |
| 理化学研究所役員 | 国際観光振興会役員 |
| 日本育英会役員 | 日本船舶振興会役員 |
| 私立学校振興会役員 | 日本放送協会役員 |
| 私立学校教職員共済組合役員 | 日本労働協会役員 |
| 日本学校給食会役員 | 建設業退職金共済組合役員 |
| 国立競技場役員 | 清酒製造業退職金共済組合役員 |
| 日本学校安全会役員 | 日本勤労者住宅協会役員 |
| 国立教育会館役員 | 奄美群島振興信用基金役員 |
| オリンピック記念青少年総合センター役員 | 消防団員等公務災害補償等共済基金役員 |
| 国立劇場役員 | 日本消防検定協会役員 |
| 日本学術振興会役員 | 地方団体関係団体職員共済組合役員 |

14 その他の管理的職業従事者

個人が営む事業の経営・管理を行なうもの、会社・公共企業体・公益法人・組合・特殊法人などにおいて経営体の全部または1あるいは2以上の部門の管理業務、その課（課相当を含む。）以上の内部組織の管理的業務に従事するものをいう。

× 会社・団体の役員を除く。〔13 会社・団体の役員〕

141 駅長、区長

運輸交通機関の駅・営業所・操車場・信号場・区・棧橋などにおいてそれぞれの運輸に關係する現業業務を管理するものをいう。

○ 駅長（駅・営業所・操車場・信号場）

- 車掌区長
- 船員区長
- 棧橋長
- 機関区長
- 電車区長
- 気動車区長
- 客貨車区長
- 客車区長
- 貨車区長
- 保線区長
- 機械軌道区長
- 建築区長
- 船舶施設区長
- 機械区長
- 材修場長
- 電力区長
- 発電区長
- 変電区長
- 電修場長
- 信号通信区長

- 信号区長
- 通信区長
- 電務区長
- 無線区長
- 管財区長
- 印刷場長
- 工事区長
- 管理所長
- 運輸区長
- 用品庫長
- 工事区長
- 操機区長
- 運転所長
- 運転区長
- 當林区長
- 電気所長
- 電気区長
- 経理資材所長
- 電気検査区長

× 駅助役〔161〕

142 郵便局・電報電話局の管理職員

郵便局・電報局・電話局・電報電話局・中継所の課長以上をいう。

○ 郵便局・電報局・電話局・電報電話局の

局長・分局長・次長・部長

郵便局の副部長

郵便局・電報局・電話局・電報電話局の

課長相当職

電話番号案内局・電信電話料金局の課長相
当職以上

電話中継所・無線中継所の課長相当職以上

149 他に分類されない管理的職業従事者

工場長・銀行支店長などの 121ないし 142に含まれない管理的業務に従事するものをいう。

× 取締役工場長を除く。〔131〕

○ 工場長

運送店経営者

映画館主

営業所長

支店長

編集局長

編集長

経営者（社会福祉施設）

会社部長・課長

× 取締役工場長〔131〕

郵便局部・課長〔142〕

小売店主（自ら商品の仕入・販売などの仕
事に従事するもの）〔201〕

卸売店主（自ら商品の仕入・販売などの仕
事に従事するもの）〔202〕

~~社会福祉事業家~~

~~削除~~

→ 108